

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年3月16日

契約担当者 県立北はりま特別支援学校長 石川勝己

1 調達内容

(1) 業務件名

兵庫県立北はりま特別支援学校 電話交換機賃貸借

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 業務を行う場所等

兵庫県立北はりま特別支援学校

(5) 入札方法

上記(1)の件名について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局管理課 電話(078)341-7711 内線4937

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒679-1112 多可郡多可町中區間子602-1

兵庫県立北はりま特別支援学校 担当 前川

電話(0795)32-3672 FAX0795-32-3967

- (2) 入札参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和4年3月16日(水)から 3月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和4年3月25日(金) 午後1時 兵庫県立北はりま特別支援学校 多目的室

- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による
信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは
同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」とい
う。)による入札については、令和4年3月24日(木)午後4時45分までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上
の額の入札保証金を令和4年3月24日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社と
の間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代
えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であ
るときは、当該入札は無効となる。なお、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第84条第1項第2号に
該当する場合は免除する。この場合、申込時に契約履行実績確認調書を提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、
保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保
証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに入札されてい
ること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に
示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の
入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の指名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。